

令和5年度12月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に対応し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者にも速やかな支援などを行うため、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	12月補正予算額	12月現計予算額	(参考) 5年度12現/ 4年度12現
一般会計	22,950.47	200.38	23,150.86	94.8
特別会計	22,561.78	—	22,561.78	106.6
企業会計	1,638.85	—	1,638.85	102.5
計	47,151.11	200.38	47,351.50	100.3

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの 累計額	12月補正予算額	12月現計予算額
県税	13,357.42	18.41	13,375.84
地方交付税	1,030.00	11.64	1,041.64
国庫支出金	3,606.45	124.89 [※]	3,731.34
繰越金	0.10	45.39	45.49
その他	4,956.49	0.03	4,956.53
計	22,950.47	200.38	23,150.86

※ 国庫支出金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は118.49億円

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

(1) 生活者支援 (31億 813万円)

事業名及び事業概要		補正予算額
〇LPガス料金の高騰に対する支援【下半期分】 LPガス料金の高騰による一般消費者等の負担を軽減するため、LPガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援金を支給する。		31億 813万円
支援金支給先 (支援対象者)	支援額	
LPガス販売事業者 (一般消費者等)	2,280円 [※]	
※ 1,140円×2回		

(2) 事業者支援 (92億 1,783万円)

ア 医療、福祉、学校に対する支援

事業名及び事業概要		補正予算額
①医療機関等の光熱費等に対する支援【下半期分】 電気代・ガス代等の高騰による医療機関等の負担を軽減するため、支援金を支給する。		22億 815万円
支援対象者	支援額	
病院	1.9万円/床	
病院 (特別高圧受電者)	2.1万円/床	
有床診療所	2.5万円/床	
無床診療所、歯科診療所、薬局、助産所、 施術所 (あん摩・針・きゅう、柔道整復)、 歯科技工所	3.3万円/施設	
※ 医療保険適用の施設等に限る。		

事業名及び事業概要		補正予算額												
<p>②福祉施設等の光熱費等に対する支援【下半期分】 電気代・ガス代等の高騰による福祉施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者施設等、障害福祉施設等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 入所施設</td> <td>ア 1.8万円/名(定員あたり)</td> </tr> <tr> <td>イ 通所系事業所</td> <td>イ (介護サービス事業所) 大規模 11万円/事業所 小規模 6万円/事業所 (障害福祉サービス事業所) 6万円/事業所</td> </tr> <tr> <td>ウ 訪問系事業所</td> <td>ウ 4万円/事業所</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設等、救護施設等</td> <td>1.8万円/名(定員あたり)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 政令市・中核市分は市に対する補助</p>		支援対象者	支援額	高齢者施設等、障害福祉施設等		ア 入所施設	ア 1.8万円/名(定員あたり)	イ 通所系事業所	イ (介護サービス事業所) 大規模 11万円/事業所 小規模 6万円/事業所 (障害福祉サービス事業所) 6万円/事業所	ウ 訪問系事業所	ウ 4万円/事業所	児童養護施設等、救護施設等	1.8万円/名(定員あたり)	35億4,816万円
支援対象者	支援額													
高齢者施設等、障害福祉施設等														
ア 入所施設	ア 1.8万円/名(定員あたり)													
イ 通所系事業所	イ (介護サービス事業所) 大規模 11万円/事業所 小規模 6万円/事業所 (障害福祉サービス事業所) 6万円/事業所													
ウ 訪問系事業所	ウ 4万円/事業所													
児童養護施設等、救護施設等	1.8万円/名(定員あたり)													
<p>③私立学校の光熱費等に対する支援【下半期分】 電気代・ガス代等の高騰による私立学校の負担を軽減するため、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 小中高特[※]</td> <td>ア 7万円～106万円/校</td> </tr> <tr> <td>イ 幼稚園(私学助成園)</td> <td>イ 7万円/園</td> </tr> <tr> <td>ウ 専修学校</td> <td>ウ 11万円/校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アのうち、給食実施校 給食実施加算 54円/1食</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 小中高特：小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校</p>		支援対象者	支援額	ア 小中高特 [※]	ア 7万円～106万円/校	イ 幼稚園(私学助成園)	イ 7万円/園	ウ 専修学校	ウ 11万円/校		アのうち、給食実施校 給食実施加算 54円/1食	1億 32万円		
支援対象者	支援額													
ア 小中高特 [※]	ア 7万円～106万円/校													
イ 幼稚園(私学助成園)	イ 7万円/園													
ウ 専修学校	ウ 11万円/校													
	アのうち、給食実施校 給食実施加算 54円/1食													
<p>④生活困窮者支援団体等の光熱費等に対する支援【下半期分】 電気代・ガス代等の高騰による生活困窮者支援団体等の負担を軽減するため、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活困窮者支援団体、困難を抱える女性を支援する団体、ひきこもり等支援団体、高齢者団体等</td> <td>4万円/団体</td> </tr> </tbody> </table>		支援対象者	支援額	生活困窮者支援団体、困難を抱える女性を支援する団体、ひきこもり等支援団体、高齢者団体等	4万円/団体	5,996万円								
支援対象者	支援額													
生活困窮者支援団体、困難を抱える女性を支援する団体、ひきこもり等支援団体、高齢者団体等	4万円/団体													
合 計		59億1,660万円												

イ 生活衛生関係営業者に対する支援

事業名及び事業概要		補正予算額				
<p>○一般公衆浴場の燃料費等に対する補助【下半期分】 物価高騰の影響を大きく受けている一般公衆浴場の燃料費及び電気代の負担増に対して補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料費及び電気代の高騰分</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率	燃料費及び電気代の高騰分	1 / 2	4,992万円
補助対象経費	補助率					
燃料費及び電気代の高騰分	1 / 2					

ウ 農林水産業者に対する支援

事業名及び事業概要		補正予算額				
<p>①と畜場の燃料費に対する補助【下半期分】 県内で飼育する豚の5割以上を出荷している神奈川食肉センターにおける光熱費の負担増に対して補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気代及びガス代の高騰分</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率	電気代及びガス代の高騰分	1 / 2	620万円
補助対象経費	補助率					
電気代及びガス代の高騰分	1 / 2					
<p>②きのこ生産者の燃料費に対する補助【下半期分】 きのこ生産者の燃料費の負担増に対して補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料費の高騰分</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率	燃料費の高騰分	1 / 2	70万円
補助対象経費	補助率					
燃料費の高騰分	1 / 2					
<p>③漁業協同組合等の電気代に対する補助【下半期分】 出荷施設等を運営している漁業協同組合等や、放流用稚魚等を生産している（公財）神奈川県栽培漁業協会の電気代の負担増に対して補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気代の高騰分</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率	電気代の高騰分	1 / 2	134万円
補助対象経費	補助率					
電気代の高騰分	1 / 2					
合 計		825万円				

エ 中小企業者等に対する支援

事業名及び事業概要		補正予算額											
<p>一部 新</p> <p>①中小製造業等特別高圧受電者支援事業費【下半期分】 特別高圧で受電する県内中小企業者の負担を軽減するため、電気代高騰の影響を特に強く受けている製造業・倉庫業の支援を継続するとともに、新たに商業施設やオフィスビルに入居する事業者を支援する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th> <th>支援単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別高圧で受電する県内中小企業のうち、製造業者及び倉庫業者</td> <td>月 1.8 円/kWh (10～3月)</td> </tr> <tr> <td>特別高圧で受電する商業施設やオフィスビルに入居する店舗等の事業者</td> <td>10 万円/所 (1～3月)</td> </tr> </tbody> </table>	支援対象者	支援単価	特別高圧で受電する県内中小企業のうち、製造業者及び倉庫業者	月 1.8 円/kWh (10～3月)	特別高圧で受電する商業施設やオフィスビルに入居する店舗等の事業者	10 万円/所 (1～3月)	7億5,772万円					
	支援対象者	支援単価											
	特別高圧で受電する県内中小企業のうち、製造業者及び倉庫業者	月 1.8 円/kWh (10～3月)											
特別高圧で受電する商業施設やオフィスビルに入居する店舗等の事業者	10 万円/所 (1～3月)												
<p>一部 新</p> <p>②信用保証事業費補助 長引く原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業者等の資金繰りを支援するため、既存の「原油・原材料高騰等対策特別融資」に小口枠を設け、融資を受ける際の信用保証料の補助を行うほか、既存の「伴走支援型特別融資」についても、信用保証料に対する補助を拡充する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">信用保証料率</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>拡充後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原油・原材料高騰等対策特別融資（小口枠） 〔原油・原材料高騰等の影響を受けた事業者の資金繰りを支援するもの〕</td> <td>—</td> <td>0.225% ～ 0.95%</td> </tr> <tr> <td>伴走支援型特別融資 〔原油・原材料高騰等により変化した経済環境に 適応するため、事業者の経営改善を金融機関が 伴走支援するもの〕</td> <td>0.20% ～ 0.80%</td> <td>0.10% ～ 0.575%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	信用保証料率		既存	拡充後	原油・原材料高騰等対策特別融資（小口枠） 〔原油・原材料高騰等の影響を受けた事業者の資金繰りを支援するもの〕	—	0.225% ～ 0.95%	伴走支援型特別融資 〔原油・原材料高騰等により変化した経済環境に 適応するため、事業者の経営改善を金融機関が 伴走支援するもの〕	0.20% ～ 0.80%	0.10% ～ 0.575%	8億4,615万円
	区分		信用保証料率										
		既存	拡充後										
原油・原材料高騰等対策特別融資（小口枠） 〔原油・原材料高騰等の影響を受けた事業者の資金繰りを支援するもの〕	—	0.225% ～ 0.95%											
伴走支援型特別融資 〔原油・原材料高騰等により変化した経済環境に 適応するため、事業者の経営改善を金融機関が 伴走支援するもの〕	0.20% ～ 0.80%	0.10% ～ 0.575%											
合 計		16億 387万円											

オ 運輸事業者に対する支援

事業名及び事業概要		補正予算額				
①貨物運送事業者物価高騰対応費補助 重要な社会インフラである物流を支えるとともに、「物流の2024年問題」に対応するため、中小貨物運送事業者に対し、燃料価格高騰分の一部を支援する。 ・支援額：営業用貨物自動車 2.3万円／車両 営業用貨物軽自動車 0.8万円／車両		14億9,864万円				
	②大型等運転免許取得促進事業費 物価高騰により「物流の2024年問題」への対応が遅れている貨物運送業界を支援するため、従業員にトラックの運転免許を取得させた中小貨物運送事業者に対し、奨励金を交付する。 ・奨励金の額（取得する免許等に応じて） 5万円～15万円		8,554万円			
	③事業協同組合物流効率化対応費補助 物価高騰により「物流の2024年問題」への対応が遅れている中小企業者で組織する事業協同組合を支援するため、物流効率化に資する設備を導入する経費等に対し、神奈川県中小企業団体中央会を通じて補助する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物流効率化に資する設備を導入する経費等</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率	物流効率化に資する設備を導入する経費等	1 / 2
補助対象経費	補助率					
物流効率化に資する設備を導入する経費等	1 / 2					
合 計		16億3,918万円				

問合せ先

(1) 生活者支援

くらし安全防災局防災部 工業保安担当課長 寺下 電話 045-210-3470

(2) 事業者支援

ア 医療、福祉、学校に対する支援

【①（薬局以外）】健康医療局保健医療部医療課 課長 市川 電話 045-210-4860

【①（薬局）】健康医療局生活衛生部薬務課 課長 諸角 電話 045-210-4960

【②高齢者施設等】

福祉子どもみらい局福祉部 介護サービス担当課長 長澤 電話 045-210-4801

【②障害福祉施設等】

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長 高橋 電話 045-210-4702

【②児童養護施設等】

福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 課長 臼井 電話 045-210-4650

【②救護施設等】福祉子どもみらい局福祉部生活援護課 課長 大澤 電話 045-210-4900

【③】福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課 課長 山田 電話 045-210-3760

【④生活困窮者支援団体】

福祉子どもみらい局福祉部 生活困窮者対策担当課長 谷川 電話 045-285-0864

【④困難を抱える女性を支援する団体】

福祉子どもみらい局共生推進本部室 人権男女共同参画担当課長 石井 電話 045-210-3630

【④ひきこもり等支援団体】

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課 課長 岩崎 電話 045-210-3830

【④高齢者団体等】福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 課長 垣中 電話 045-210-4830

イ 生活衛生関係営業者に対する支援

健康医療局生活衛生部生活衛生課 課長 大島 電話 045-210-4930

ウ 農林水産業者に対する支援

【①】環境農政局農水産部畜産課 課長 小菅 電話 045-210-4500

【②】環境農政局緑政部森林再生課 課長 大貫 電話 045-210-4330

【③】環境農政局農水産部 水産振興担当課長 石黒 電話 045-210-4532

エ 中小企業者等に対する支援

【①】産業労働局中小企業部中小企業支援課 課長 品川 電話 045-210-5550

【②】産業労働局中小企業部金融課 課長 大居 電話 045-210-5670

オ 運輸事業者に対する支援

【①、③】産業労働局中小企業部商業流通課 課長 小板橋 電話 045-210-5600

【②】産業労働局労働部産業人材課 課長 田巻 電話 045-210-5700

(3) その他

○ 人事委員会勧告への対応

77億1,258万円

「令和5年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」を受けた給与改定に対応するため、給与費等の増額を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

[教育局行政部教職員企画課長 電話 045-210-8130]

[警察本部警務部警務課 課長代理 電話 045-211-1212(内線 2611)]

II 条例案について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	9 件
計	9 件
(参考)12月補正予算	1 件
合 計	10 件

2 条例案の概要

【条例の改正】

- 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職(事務次官・本省局長等)との均衡を考慮するなど、所要の改正を行う。
[総務局組織人材部人事課副課長 電話 045-210-2153]

- 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末・勤勉手当と同様の引上げを行うなど、所要の改正を行う。
[総務局組織人材部人事課副課長 電話 045-210-2153]

- 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例
赴任に係る移転料及び扶養親族移転料について、新規採用職員を支給対象とするため、所要の改正を行う。
[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

- 職員給与の改正を行うもの3条例
人事委員会の勧告等を勘案し、職員の給料表の改定を行うなど、所要の改正を行う。
 - ① 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例
 - ② 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
 - ③ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務実態等を勘案し、特殊勤務手当を見直すため、所要の改正を行う。
[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる子育て部分休暇を新設するなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部改正等に伴い、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給可能となること等を踏まえ、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 内田 電話 045-210-2251

予算編成グループ 稲田 電話 045-210-2262

II 条例案について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 小泉 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 石井 電話 045-210-3022